

2026年度より開始する 排出量取引制度について

令和8年2月13日

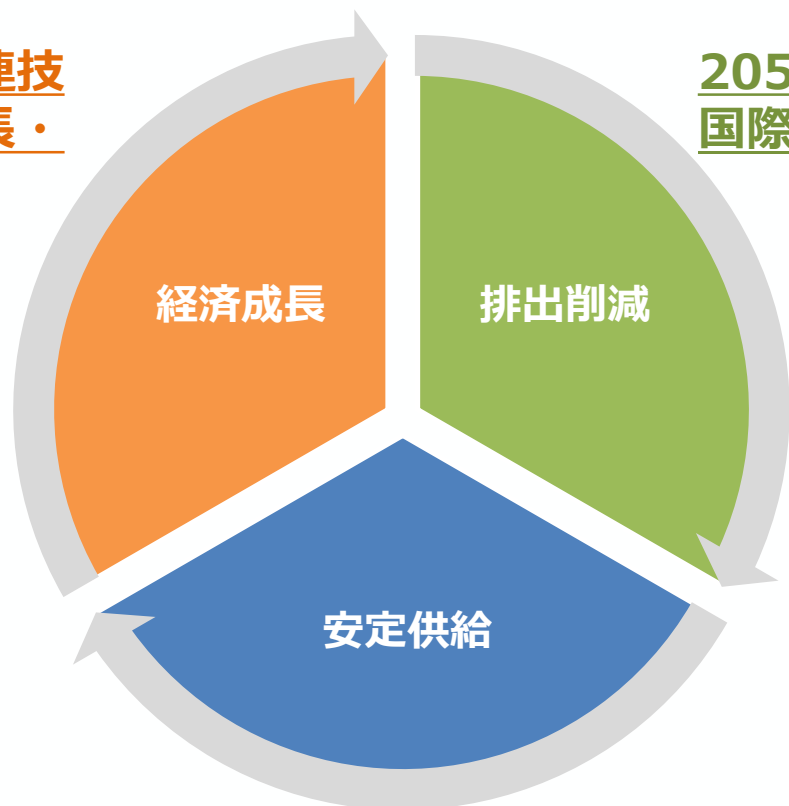
経済産業省 GXグループ 環境経済室

室長補佐 中山竜太郎

日本が進める「GX」の位置付けの再認識

- 日本のGXは「エネルギー安定供給」・「経済成長」・「脱炭素」の同時実現を目指す取組。
- 脱炭素を巡る世界の動きが変化する中、自国産業競争力・安全保障の強化は大前提。エネルギー自給率が低い我が国は、これまで以上にエネルギー安全保障・国内投資喚起を重視しつつ、GX深化の必要。

日本が強みを有する関連技術等を活用し、**経済成長・産業競争力強化を実現**



2050年カーボンニュートラル等の国際公約

- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築

成長志向型カーボンプライシング構想

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現。

① 20兆円規模の大胆な先行投資支援

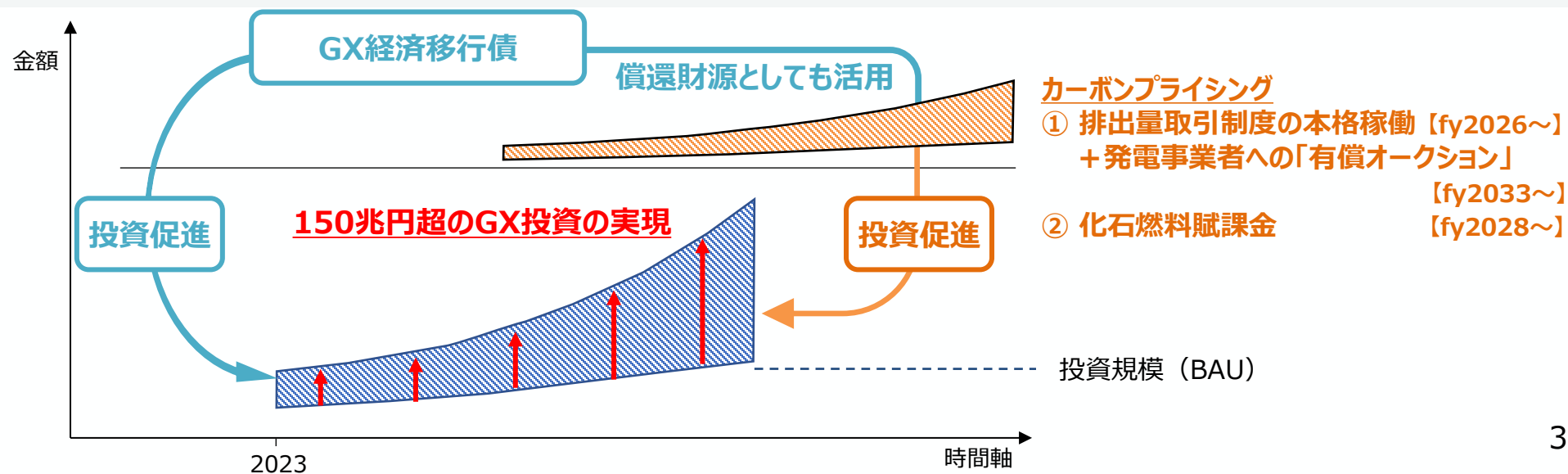
② カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入

- 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示

⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

③ 新たな金融手法の活用

- 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



【参考】高市政権におけるGX政策の位置づけ

<高市総理ぶら下がり会見（2025年11月21日、首相官邸）>

- 今回の経済対策は、大きく3つの柱からなり、国民の皆さまに迅速に物価高対策をお届けすることを第一としつつ、**危機管理投資、成長投資の戦略分野**への頭出しとなる予算を措置します。国民の皆さまの暮らしを守り、強い経済をつくるために戦略的な財政出動を行います。

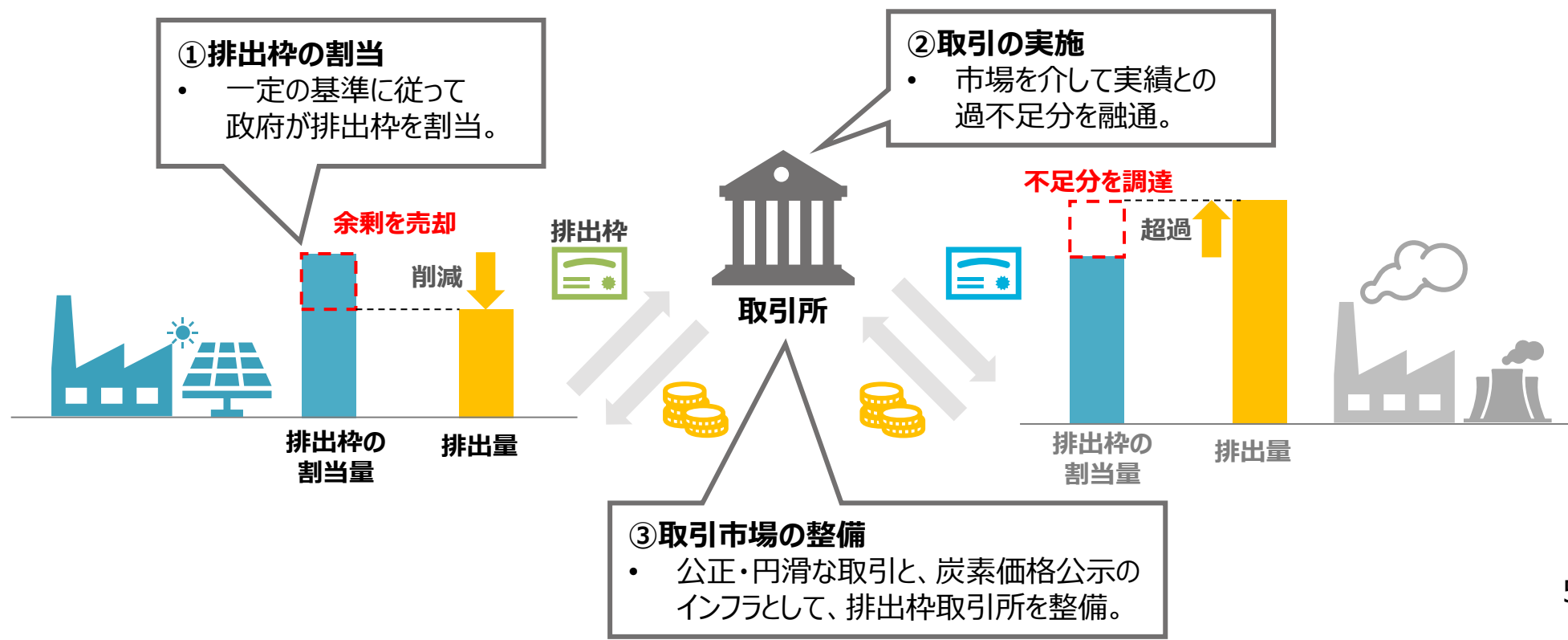
(中略)

- 第2の柱は、**危機管理投資・成長投資による強い経済の実現**です。複数年度にわたる事業について、予見可能性を持って取り組んでいただけるように推進いたします。その際、これまでの**G X、A I・半導体の複数年度の財源フレームに基づく対応**に続き、経済安全保障上の重要分野の危機管理投資に関して、新たな枠組みの検討に着手します。戦略17分野については、その頭出しとなる予算を措置します。まず、半導体、造船、量子、宇宙、情報通信、重要鉱物、サイバーセキュリティー等の戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化等の取り組みにより、経済安全保障の強化を図ります。**エネルギー・資源安全保障の強化については、G X推進戦略に基づく成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を通じた計画的支援を行います。**

排出量取引制度の仕組み

排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。

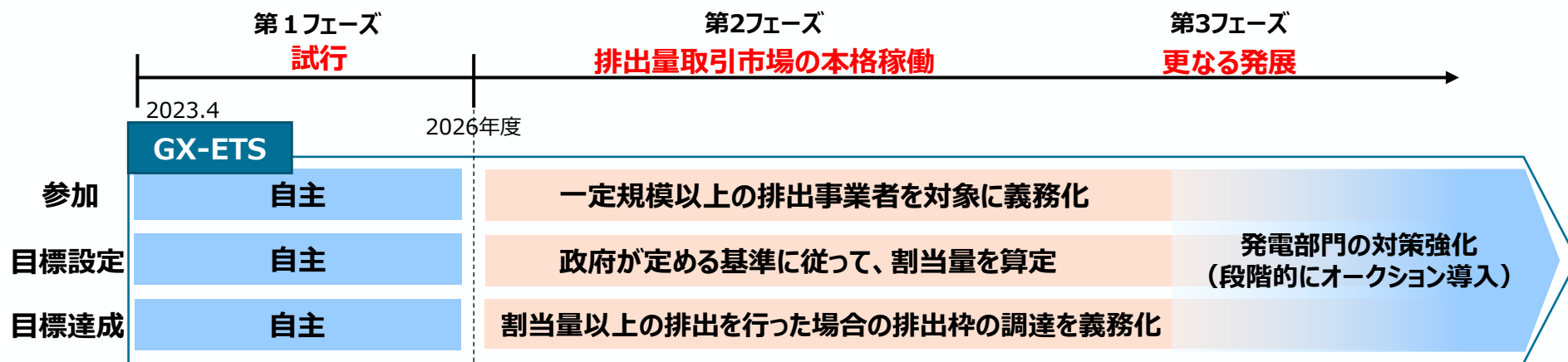
- 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
- 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
- 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



我が国における排出量取引制度の段階的な発展

- 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を
試行的に開始。
- 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償
で排出枠を交付）。
- 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭
素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークションを導入。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>

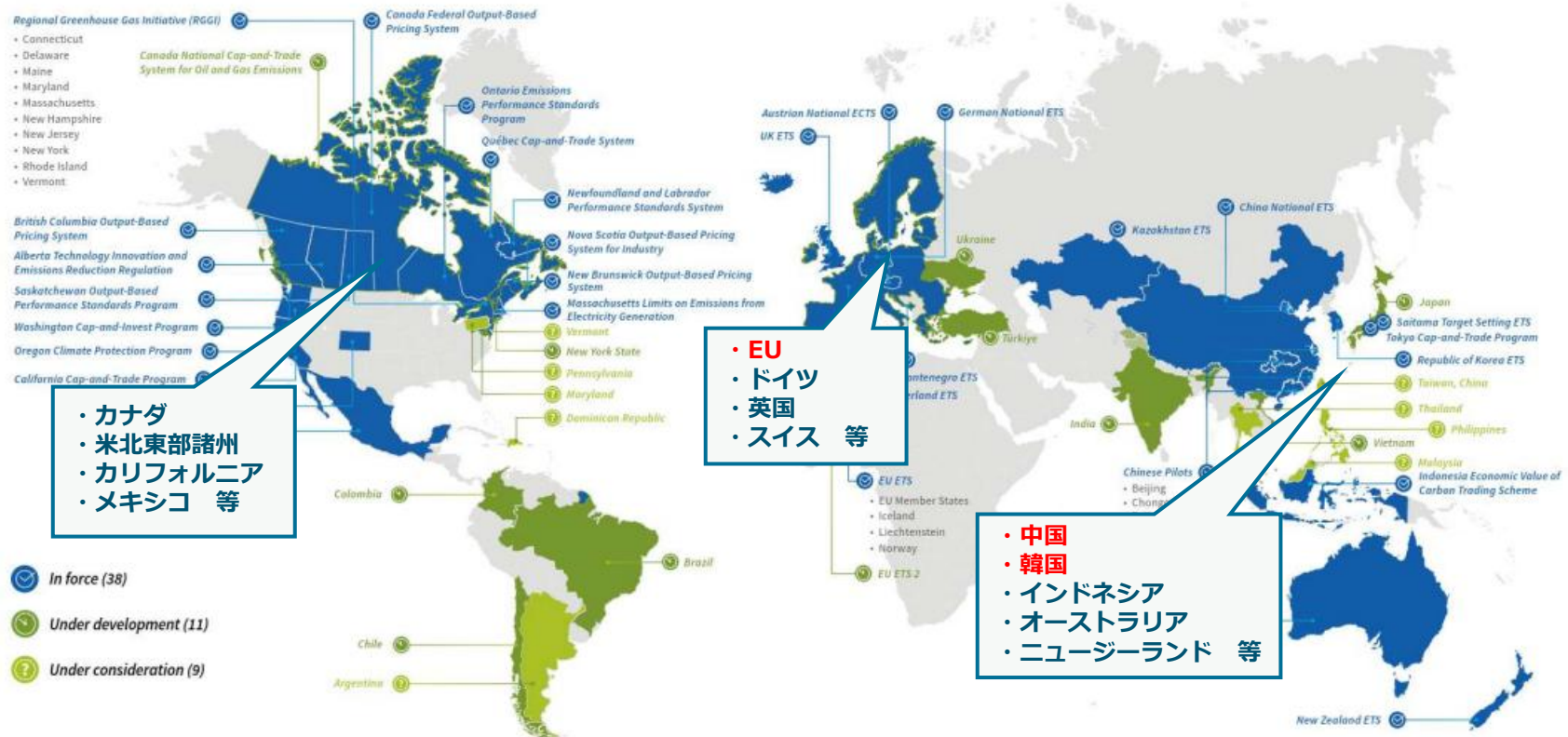


【参考】各国のETS導入状況

■ 38の国・地域で排出量取引制度が導入済、11の国・地域で導入検討中（2025年時点）。GDPベースでは、世界全体の58%をカバー。

■ 東アジアでも、韓国（2015～）・中国（2021～）で既に導入。韓国は有償比率の引き上げ、中国でも対象セクターの追加など、両国とも制度を強化する方針。

■ ASEANでは、インドネシア（2023～）で導入されているほか、ベトナムでは試行運用が開始（2025～）、タイ、マレーシア、フィリピンでも政府レベルで導入を予定・検討。



排出量取引制度の全体像

- 25年常会で改正GX推進法が成立。産構審・排出量取引制度小委員会で、排出枠の割当方法など制度の大枠についてとりまとめ（2025年12月）。

制度対象業者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

排出枠の割当て及び保有義務

① 排出枠の割当て

- 政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。

② 排出実績の算定・報告

- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関※）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③ 排出枠の保有

- 毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

排出枠取引市場及び価格安定化措置

- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
- （一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合）GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

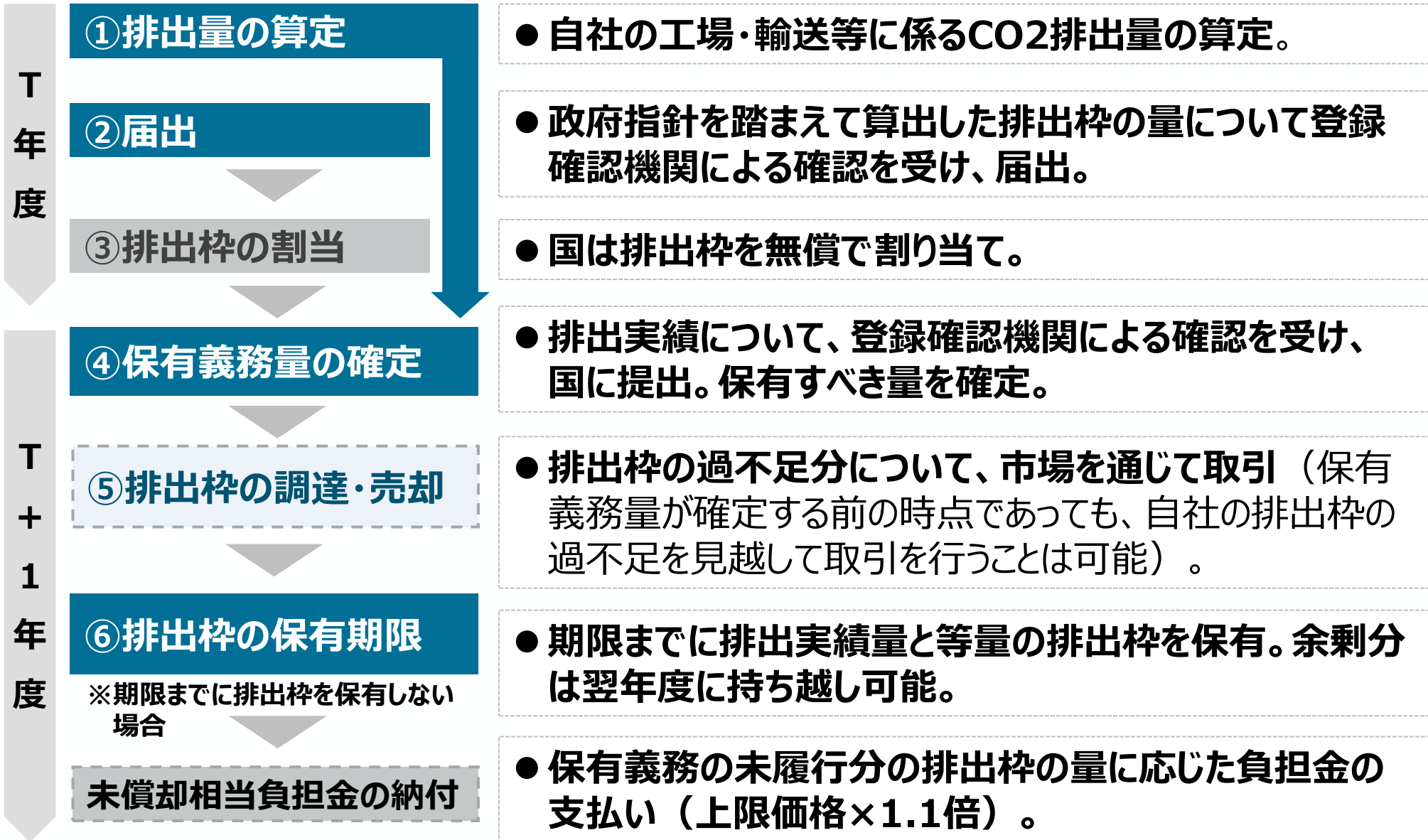
制度対象者の考え方

- 一般に、排出量取引制度では、検証等の事務手続や行政コストが発生することから、排出量の大きな設備や企業に対象を限定する。
- 我が国では、省エネ法や温対法との整合性を確保し、企業単位での取組を求めているGXリーグの連続性も踏まえ、事業者単位の制度とする。その上で、諸外国制度とも同程度の規模の排出源を捕捉する観点から、対象者をCO2の直接排出量10万トン（直近3カ年度平均）とする。

各国排出量取引制度における制度対象の概要

	EU	英国	韓国	日本
単位	設備	設備	事業者	事業者
規模	おおむね 25,000t-CO2以上 (直接排出)	おおむね 25,000t-CO2以上 (直接排出)	125,000t-CO2 (直接・間接排出)	100,000t-CO2 (直接排出)
国内GHG 捕捉率	40% (2022)	27% (2022)	79% (2022)	60%程度 (見込み)

排出枠の割当てから保有期限までの一連のフロー



排出枠の割当ルール（政府指針に基づく割当の考え方）

- ベンチマーク方式による割当てを基本とする。
- ベンチマークの適用対象とならなかった排出源は、グランドファザリングによる割当てを行う。
- また、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準）
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率））

+

その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、 制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量 を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、 カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合 、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資	前年度に実施した GX関連の研究開発のため投資額 に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

ベンチマーク対象業種

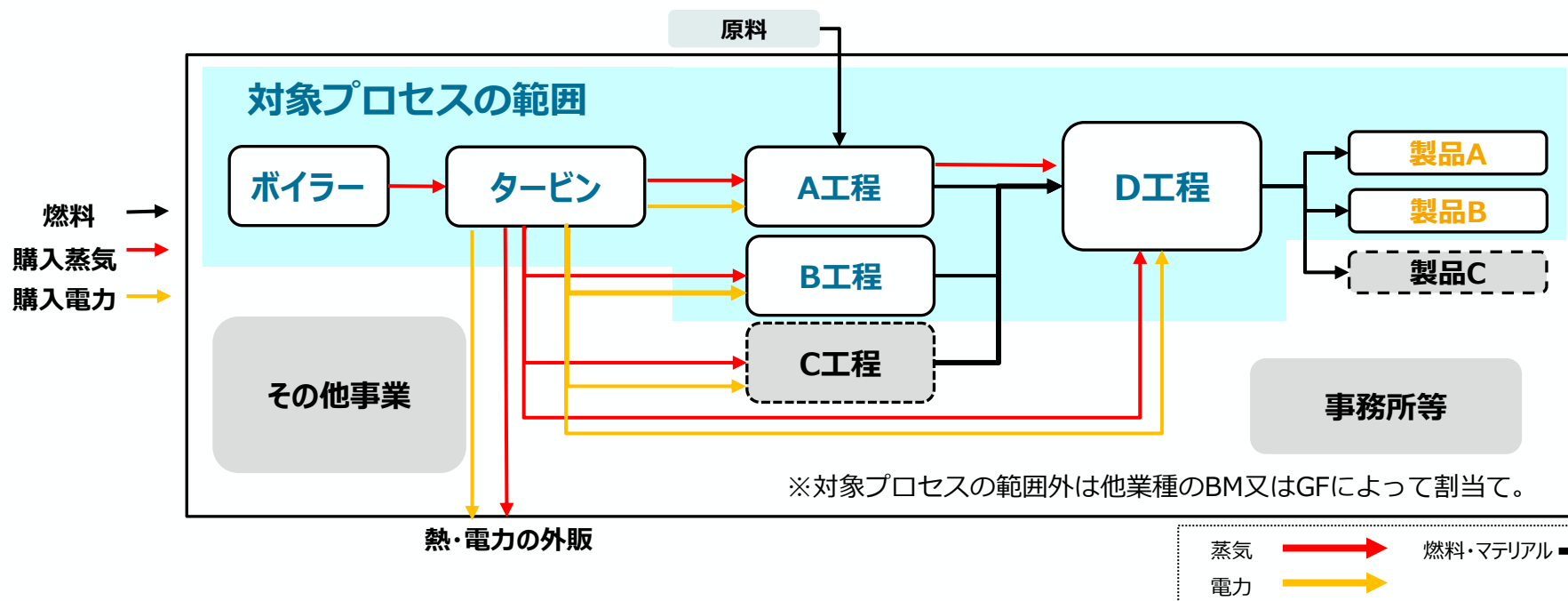
- 鉄、化学、電力などのエネルギー多消費の業種ごとに共通のベンチマークを設定（20業種）し、業種内で製品生産量あたりの排出原単位を比較。
- 制度対象事業者の排出の90%をカバー

ベンチマーク対象業種	
洋紙	石灰
板紙	高炉
ソーダ	電炉普通鋼
カーボンブラック	電炉特殊鋼
有機化学工業品	アルミニウム
石油精製	自動車
ゴム製品	発電（ガス、石炭、石油等）
板ガラス	貨物自動車運送
ガラスびん	内航海運
セメント	航空運送

【参考】業種毎の検討事項

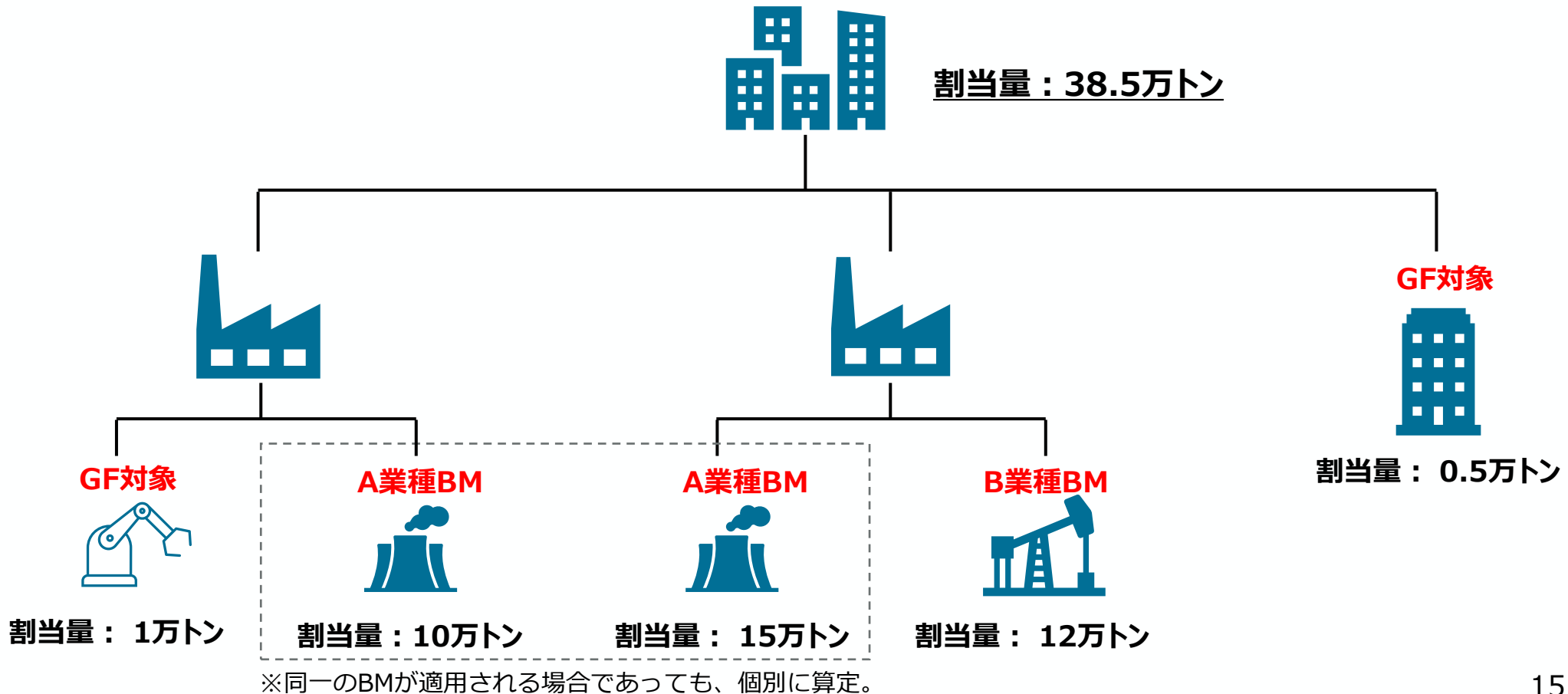
- ベンチマーク指標は、**特定の製品の生産量等を分母**、**当該製品の生産プロセスにおいて発生する排出量を分子**とした排出原単位として定義される。
- 各検討対象業種において、活動量の定義及び対象プロセスの範囲について定める必要。

$$\text{ベンチマーク指標 (排出原単位指標)} = \frac{\text{対象プロセスの排出量}}{\text{活動量 (対象製品の生産量等)}}$$



【参考】事業者全体の割当量の算定方法

- 制度対象事業者毎の割当量は、当該事業者が保有する事業所毎の各BM対象プロセス・GF対象の割当量を合算した量に、勘案事項による調整量を加えた量として算出する。



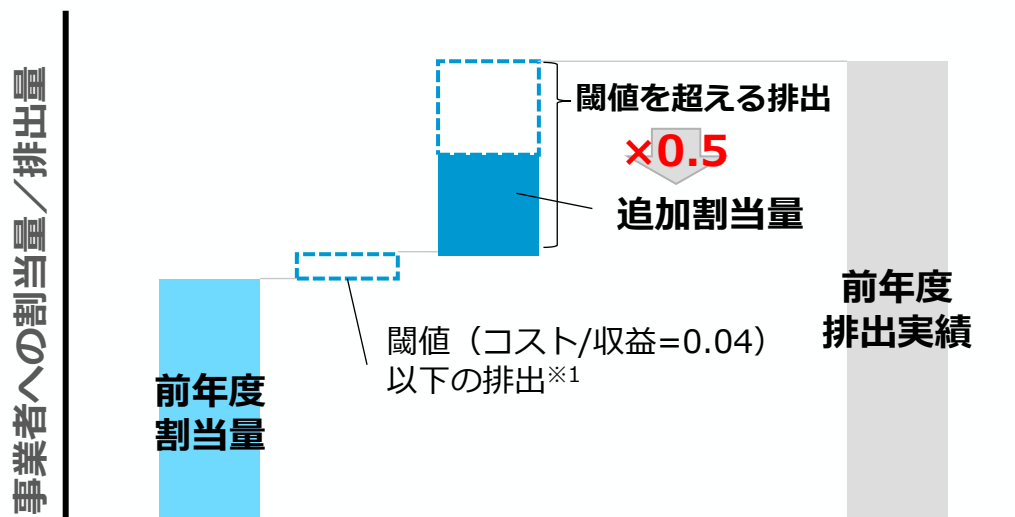
経済成長と排出削減の両立のための勘案措置

- 我が国の排出量取引制度は、成長志向型カーボンプライシングの一環として、経済成長と排出削減の同時実現を目指すGX政策の中核を担う制度。
- そのため、本制度が過度な負担となり、事業者のGX投資や事業拡大等の成長に向けた取組を阻害することのないよう、以下の勘案措置を講じる。
 - ① 国外移転（カーボンリーケージ）を起こす可能性がある「国際競争業種」への不足分の追加割当て
 - ② GX関連分野の研究開発投資を行う事業者への追加割当て
 - ③ 事業所の新設や大幅な活動量の増加など、構造的な変化が生じた際の割当量の調整

① 国際競争業種への不足分の追加割当て

- 国外移転（カーボンリーケージ）の可能性のある事業者の排出枠が不足し、営業利益に比して排出枠の調達コストが重いときに、追加割当を実施。
- 具体的には、
 - 貿易シェアが0.1よりも大きい業種（概ね全ての製造業）で、
 - 排出枠の調達コスト／営業利益が4%を上回った場合において、
 - 不足する排出枠の50%を追加で割り当てる。

措置の適用イメージ

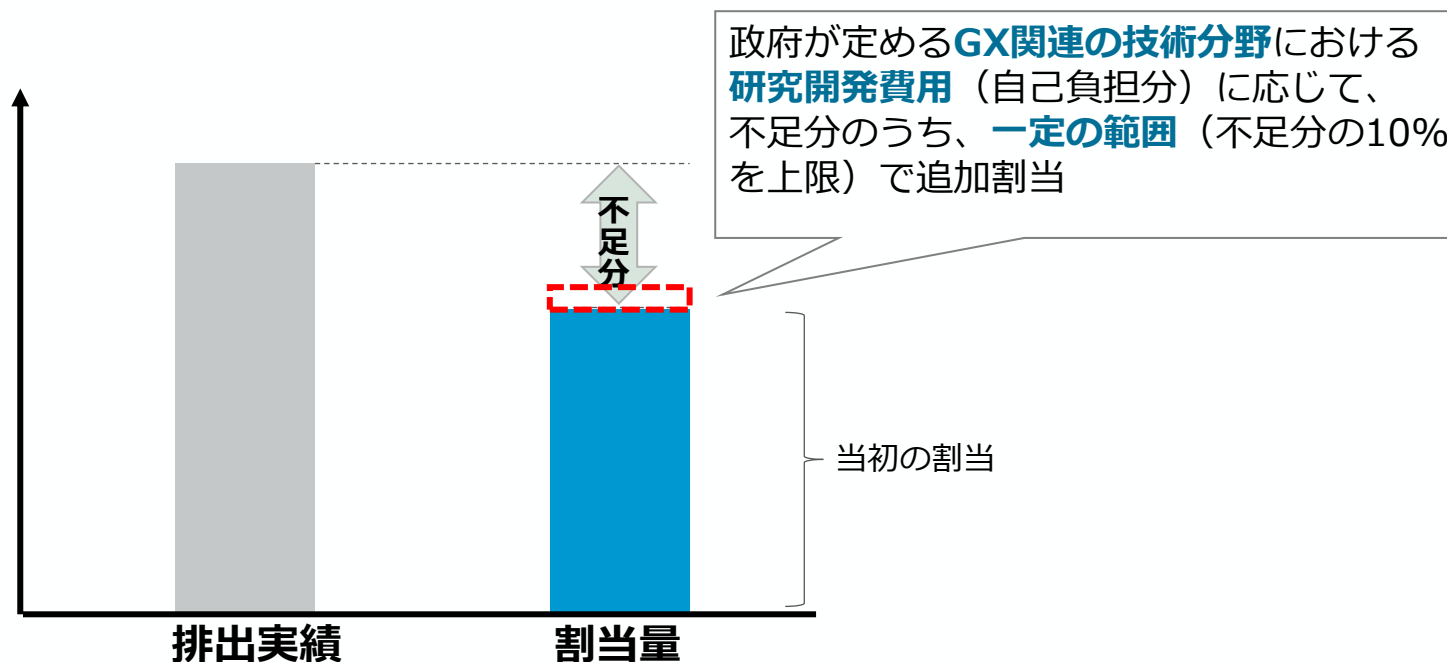


(注) 貿易シェア = (輸入額 + 輸出額) / 国内生産額

② 研究開発投資に応じた追加割当て

- ・ トランジション期において、企業は足下の排出削減に加えて、イノベーションのための技術開発にも取り組む必要。
- ・ 制度が事業者の研究開発投資の余力を奪うことにならないよう、GX関連の研究開発費（G I 基金研究開発費用等）の額に応じて、不足する排出枠の10%を上限に追加割当て。

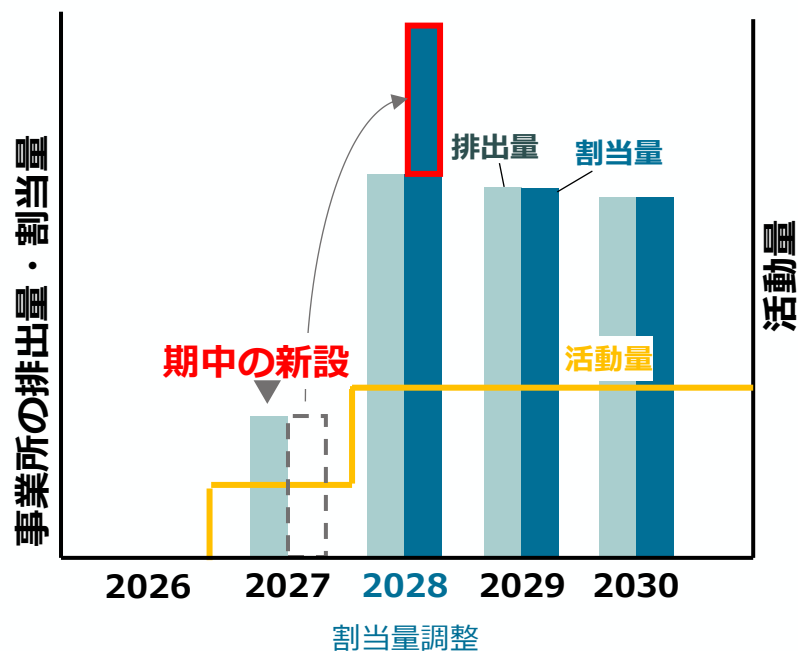
措置の適用イメージ



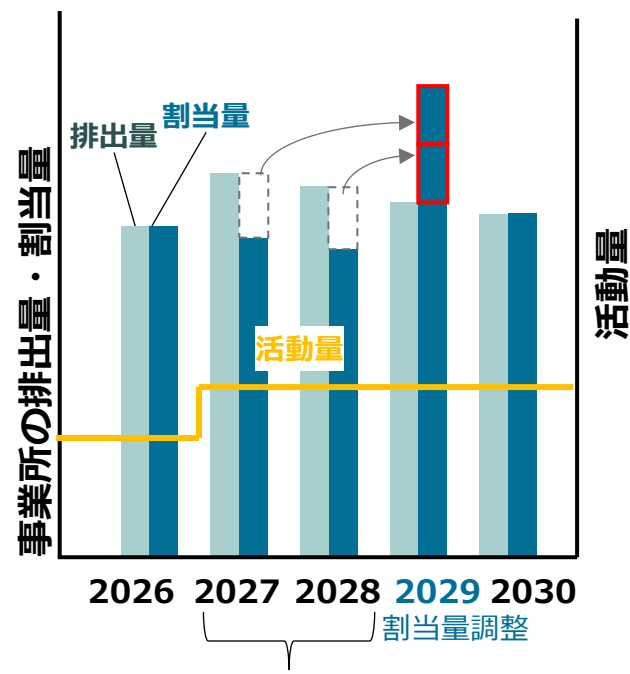
③ 構造的な変化が生じた際の割当量の調整

- 新規事業への参入・事業拡大の阻害要因とならないよう、**事業所の新設や大幅な活動量の増加等の構造的な変化が生じた際には、割当量の追加**を行う。 ※事業所の閉鎖・活動量の大幅な減少の際は、割当量を減算

事業所が新設された場合



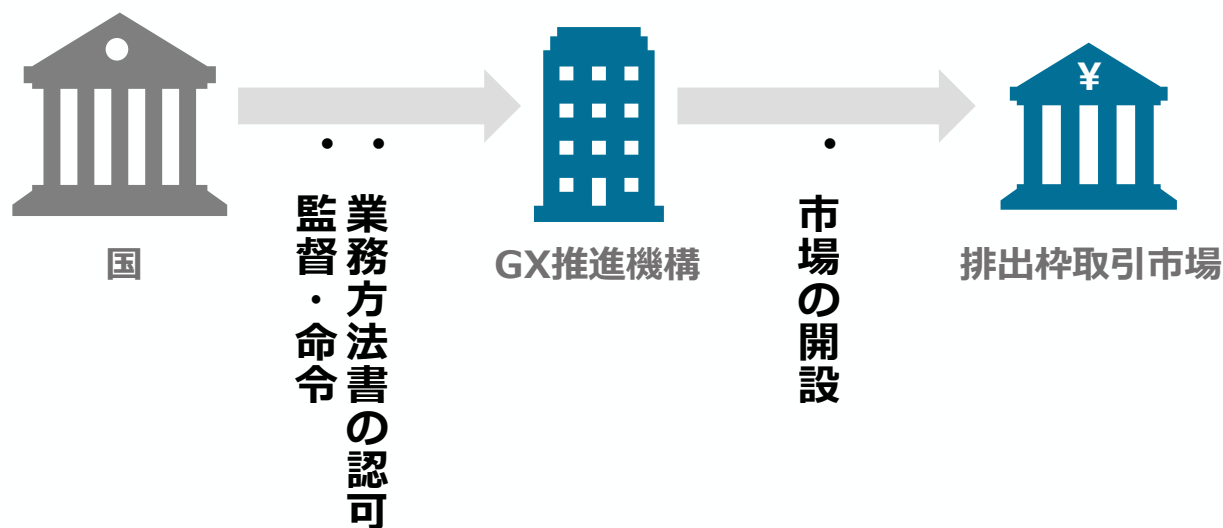
活動量が増加した場合



活動量が2年平均で
基準比7.5%以上増加

排出枠取引市場の設計

- 排出枠取引市場は、GX推進法においてGX推進機構が設置・運営することとされており、2027年度秋頃に開設予定。
- 市場参加者の要件、取引の手続の詳細、公正な取引を確保するための措置、その他取引の流動性の確保のために必要な措置等について、26年度に検討を実施予定。



取引市場の役割

- 取引の公正な実施
- 決済機能の提供
- 取引数量・価格等の公表 等
(一部業務の委託も想定)

取引参加者

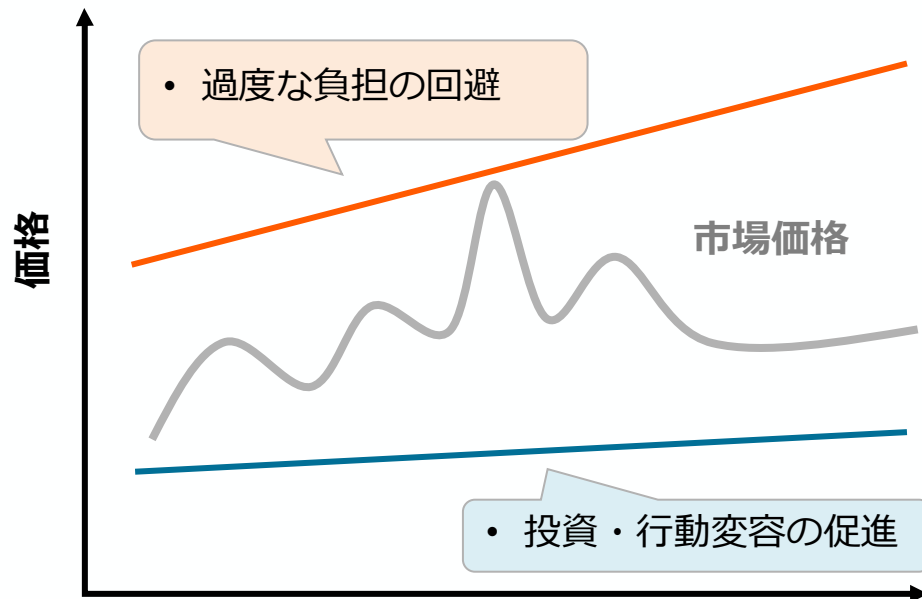
- ① 制度対象事業者
- ② 一部取引業者 (※)
 - 制度対象者からの依頼を受けて取引するもの
 - 排出枠に類するクレジット等の商品の市場取引について、一定の経験を有するもの (マーケットメイカー等) 等

※ 詳細は機構の業務方法書に定める。

価格安定化措置（上下限価格の設定）

- 取引所における取引価格の過度な高騰又は下落は避けるため、「上限・下限価格」を設定し、価格「帯」をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、脱炭素投資を促進。

上下限価格のイメージ



価格高騰対策（上限価格）

- 価格が高騰し、上限を超過した場合には、**上限価格を支払う**ことで、**不足分の排出枠を調達できたものとする**

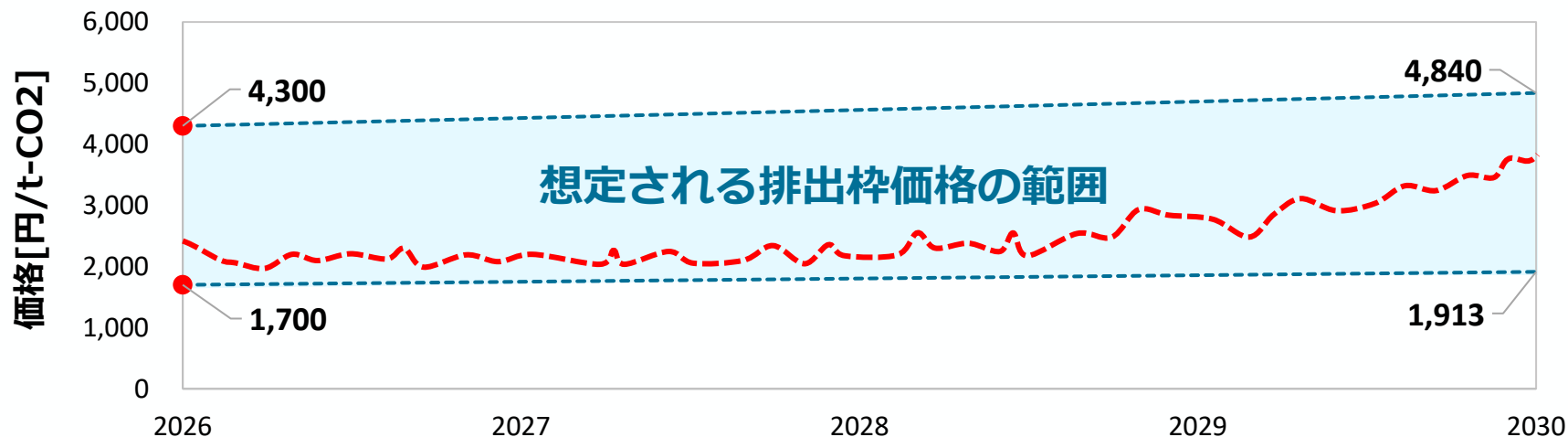
価格下落対策（下限価格）

- 価格が下落し、一定期間以上にわたり、下限を下回る場合には、**逆入札（リバースオークション）**を行い、**国（GX推進機構）が排出枠を買い支える**

上下限価格の具体的水準

- 2026年度の上限価格は、燃料転換コストの水準を踏まえ、4,300円/トンとする。
- 下限価格は、足下の省エネの対策費用と整合するよう、価格高騰前の省エネJ-クレジットの価格を参照し、1,700円/トンとする。
- 2027年度以降の上下限価格は、前年度の価格に価格上昇率（3%+物価上昇率）を乗じて決定する。

各年度の上下限価格の見通し



【参考】炭素価格公示による投資促進効果

- 炭素への値付けが行われ、その価格が公示されることで、制度対象者に留まらず社会全体での脱炭素投資が促進される。

